

**令和 8 年度 住之江区人権啓発推進事業  
地区人権学習会運営業務業務委託  
募集要項**

住之江区では、人権啓発推進事業地区人権学習会運営業務業務委託の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 事業目的・委託業務について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

書類様式

大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号

住之江区役所協働まちづくり課（担当：小田・内藤・松田）

TEL 06-6682-9983 FAX 06-6686-2040

E-MAIL tt0002@city.osaka.lg.jp

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/>

## 第1章 事業目的・委託業務について

### 1 事業目的

人権啓発推進事業は、市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚を図り、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進することを目的に、様々な人権について正しい理解と認識を深め、お互いが人権に関心を持つ機会を提供する事業です。

この事業目的を達成するために、普段人権問題について考える機会がない方々も含め、より多くの方に足を運んでいただける魅力ある「人権学習会」を、区内各地区の学校施設や会館という区民に身近な会場において開催し、人権啓発効果を高めることを業務の目的とします。

### 2 委託業務

#### (1) 委託上限金額

業務委託金額は、金 1,558,480 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。

※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当区は契約金額以外の費用を負担しません。

#### (2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (3) 業務内容等

仕様書（別紙1）参照

#### (4) 委託料の支払い

業務履行確認後に支払います。ただし、必要と認められる際には、本市会計規則の規定に基づき、概算払を行うことができることとします。

#### (5) 契約保証金

契約保証金 要（但し、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。）

保証人 否

#### (6) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできません。

イ 受注者は、コピー、データ入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託先の行う業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者について事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければなりません。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下再委託等といふ。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはなりません。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴

力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

#### (7) その他

原則として提案いただいた事業内容といたしますが、本市との協議により修正していただく場合があります。

## 第2章 応募について

### 1 応募資格

次の要件すべてを満たすものが、公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）に登録されている者で、承認種目が大分類「04:映画等製作・広告・催事、印刷」に登録されている者であること。
- (3) 納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。その他公租公課についても同様とする。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。
  - ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が参加申出書類の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
  - イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準をすべて満たしていること。
  - エ 代表者とならない団体にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - オ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - カ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
  - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

### 2 質問事項について

#### (1) 受付

質問がある場合は、質問票（別紙2）に明記し、電子メールにて「件名」の始めに「【人権啓発推進事業地区人権学習会運営業務 質問】」と明記して1ページ記載のアドレスまで送信してください。電子メール以外による質問は受け付けません。

(2) 締切

令和8年1月5日（月）午後5時30分までとし、締切以降の質問は受け付けません。

(3) 回答

受け付けた質問及びその回答は令和8年1月8日（木）午後5時30分までに大阪市ホームページのトップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）>プロポーザル方式等発注案件>プロポーザル方式等発注案件一覧（住之江区）にて公表します。

### 3 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、令和8年1月13日（火）午後5時30分までに（本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで。ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）次の書類を住之江区役所協働まちづくり課に持参（電子メール、FAX及び郵送不可）してください。

- ア 公募型プロポーザル参加申出書（様式1）
- イ 業務実績調書（団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由）
- ウ 申出内容誓約書（様式2）
- エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）  
（税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、若しくはその3の2様式〔個人〕）非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- オ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）  
非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- カ 共同体で申請する場合は委任状（様式3）及び協定書  
※申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とします。

（参加資格決定等）

公募型プロポーザル参加資格決定通知書は、令和8年1月16日（金）付け（予定）で交付し、参加資格を満たさなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

(2) 企画提案書類

企画提案については、公募型プロポーザル参加資格決定通知書受領後、令和8年1月23日（金）午後5時30分までに（本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで。ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）次の書類を住之江区役所協働まちづくり課に持参（電子メール、FAX及び郵送不可）してください。

- ア 企画提案書（様式4）
- イ 事業の企画内容について（様式5）
- ウ 事業の実施体制について（様式6）
- エ 類似事業の実績（様式7）
- オ 経費内訳書（様式8）

提出部数 10部（正本1部、副本9部）

※提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

※また、提案できる案は1案のみとし、提案にかかる費用はすべて応募者負担とします。

## 第3章 選定について

### 1 審査・選定

#### (1) 選定評価基準

##### ア 事業の企画内容 【50点】

- ・多くの区民が人権課題について理解を深められる内容であるか
- ・提案内容に専門性・独創性・新規性・柔軟性がみられるか
- ・多くの区民が参加したいと思うような魅力的で集客力のある内容となっているか

##### イ 事業の実施体制 【30点】

- ・目標を設定し、業務の工程管理ができる体制が整っているか
- ・地域との調整能力や業務の遂行体制は妥当か

##### ウ 類似事業の実績 【10点】

- ・本業務と同種・類似した業務実績はあるか

##### エ 費用積算根拠の妥当性 【10点】

- ・費用の積算根拠は明確に示されているか
- ・効果的に妥当な経費により提案されているか

#### (2) 審査・選定方法

ア 審査は、学識経験者等で構成する「選定会議」が上記の選定基準に基づき、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施し、全メンバーの平均評価点（以下、評価点）が最も高い事業者を選定します。なお、選定方法については次のとおりです。

- ・企画提案書をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定会議において、評価項目等に沿って審査を行います。
- ・評価点が最も高い事業者を選定します。
- ・評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、「企画内容」の得点が高いものを選定し、それによってもなお同点の場合は事業の「実施体制」の得点が高いものを選定します。
- ・なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象から除外します。

##### イ 選定会議

日 時：令和8年2月4日（水）午後2時

場 所：住之江区役所（住之江区御崎3-1-17）3階 会議室

- ・選定会議の開始時間等の詳細については、後日通知します。
- ・審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。
- ・選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載します。

### 2 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- (1) 選定会議のメンバーに対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 参加申出日から委託契約締結日までの間に「第2章1 応募資格」の要件に該当しなくなつた場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
  - ア 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
  - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

- ウ 提出書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
- エ 提案金額が「第1章2（1）」の委託上限金額を上回っている場合。
- オ 選定会議におけるプレゼンテーション及び質疑応答を欠席した場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 第4章 契約、その他について

### （1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書（別紙1）及び提出された企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

### （2）事業の実施

- ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、隨時報告してください。
- イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。
- ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。なお、概算払を行った場合は精算報告書の提出も必要となります。

### （3）その他

- ア 契約の締結は、令和8年度大阪市予算の成立を条件とします。
- イ 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とします。
- ウ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- エ すべての提出書類は返却しません。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しません（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- カ 提出期限後の提出、差し替え等は認めません。
- キ 参加申出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とします。
- ク 本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、企画提案内容については本市と調整した上で、誠実に履行してください。
- ケ 本委託業務の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、本委託業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

**【参考】スケジュール**

月　日	曜日	内　容
令和7年12月15日	月	公募開始
令和8年1月5日	月	質問票受付締切
令和8年1月8日	木	質問に対する回答
令和8年1月13日	火	参加申出関係書類の提出期限
令和8年1月16日	金	参加資格決定通知
令和8年1月23日	金	企画提案書類の提出期限
令和8年2月4日	水	委託事業者選定会議（プレゼンテーション等）
令和8年2月中旬頃	一	選定結果通知・最終選定結果公表
令和8年4月1日	水	契約締結